

AZ-COM 丸和グループ
パートナー企業行動ガイドライン

はじめに

AZ-COM丸和グループは、“お客様第一義”に立ったサービス活動を経営理念に掲げ、「正道を歩む」ことを第一に、ステークホルダーの皆様から信用・信頼される企業活動に努めてまいりました。

近年、社会から求められる企業の社会的責任の要求度は年々増大しており、コンプライアンスや企業倫理を逸脱した企業は、たとえ高収益であっても、何十年と積み重ねてきた信頼を一瞬で崩壊させてしまいます。

また、私たちが生活を営む社会は、国内外を問わず、異常気象、水資源危機、資源枯渇、格差の拡大、不完全な雇用、人権問題など様々な課題に直面しており、企業による環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)に対する取り組みが不可欠なものとなっています。

私たちを取り巻く様々なステークホルダー(利害関係者)との関係を重視していくことは勿論のこと、ステークホルダーから信頼される高い倫理観を持つ企業でなければなりません。

その様な背景に対応し、AZ-COM丸和グループでは、事業を通じて、良き企業市民として活動を行うことで、社会的価値を高め、持続可能な社会づくりに貢献していくことを、社会に対して宣誓する経営の基本方針である「[AZ-COM丸和グループ行動憲章](#)」及び「[AZ-COM丸和グループ行動規範](#)」を制定しました。

加えて、私たちが持続可能な社会づくりに貢献していくためには、サプライチェーンの各プロセスにおいて、社会的責任を果たしていく必要があります。その様な中で、「AZ-COM丸和グループ パートナー企業行動ガイドライン」を制定しました。

このガイドラインには、AZ-COM丸和グループが考える社会的責任のあり方と、サプライヤーの皆様と共に取り組むべき行動指針・行動規範が収められています。

AZ-COM丸和グループとお取引頂くパートナー企業の皆様におかれましては、本ガイドラインへのご理解・ご協力を頂くとともに、法令や企業倫理に則った活動に努めて頂き、共にサプライチェーン全体の社会的価値の向上、持続可能な社会づくりに取り組んで頂きたく、お願い致します。

本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、AZ-COM丸和グループとパートナー企業の皆様が、共に社会的責任を果たし、責任あるサプライチェーンの構築を通じて、良き企業市民としての活動、社会的価値の向上、持続可能な社会づくりへの貢献することを目的とし、そのために遵守すべき事項を定めたものです。

本ガイドラインは、パートナー企業の皆様の事業活動を制約・阻害するものではなく、AZ-COM丸和グループ及びパートナー企業の皆様の事業活動において行うことの全てにおいて、法令や企業倫理に則った活動によって果たすべきものであります。

なお、AZ-COM丸和グループは、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するために、パートナーシップ構築宣言に賛同しております。

AZ-COM丸和グループの[パートナーシップ構築宣言](#)はこちら

AZ-COM丸和グループ パートナー企業行動ガイドライン

私たち丸和グループの役員および社員は、「[AZ-COM丸和グループ行動憲章](#)」の10原則に基づき、法令・会社規則等を遵守するとともに、高い倫理観と社会的良識をもった行動に努めております。

パートナー企業の皆様におかれましても、本憲章に準じて策定された本ガイドラインの趣旨にご賛同頂き、遵守を心がけて頂きますよう、お願い申し上げます。

1. (基本使命)

お客様の満足と社会的利益にかなう、価値あるサービスの提供を行います。

(1)安全かつ高品質なサービス

- ① 常に高い顧客満足を得られるよう業務品質・技術の維持・改善に努め、安全かつ高品質なサービスを提供します。
- ② 業務プロセスに不具合・問題が発生した場合には、速やかに報告し、内外に対して、迅速かつ適切な対応をとります。
- ③ 大規模自然災害等によって被災した場合であっても供給責任を果たし、迅速に事業活動を再開できるように、事業継続計画(BCP)を策定し、事前対策に取組みます。

2. (法令遵守)

すべての法律、ルールを遵守するとともに、常に社会的良識を備えた行動に徹します。

(1)法令遵守と社会的良識に基づく行動

- ① 国内外の法令を遵守します。
- ② 取扱サービスに関わる関連法令を遵守し、許認可取得および届出等の手続を確実に実施します。

(2)正確な記録・報告

- ① 事実に反する取引報告、実績報告は行わず、正確かつ適正に記録します。
- ② 業務中に不測の事態が生じたときは、適切かつ迅速に報告します。

(3)知的財産権の保護と尊重

顧客・ビジネスパートナー等、他社(他人)の保有する商標権、意匠権およびブランド、特許権、著作権、実用新案権等の知的財産権並びに営業秘密や技術上のノウハウを尊重し、無断使用や違法複製等の権利侵害することは致しません。

3. (公明正大な企業活動)

公正、透明、自由な競争を行い、また、政治・行政とは、健全かつ正常な関係を保ちます。

(1)適正な寄付行為・政治献金

汚職、贈収賄、過剰な接待・贈答品の授受、リベートやキックバックの不正收受等の横領行為等を禁止し、違法な寄付行為・政治献金は行いません。

(2)公正な取引

- ① 談合や癒着等の不正競争、強要、詐欺、資金洗浄等、権限を濫用して不正な利益を得るあらゆる腐敗行為に関与することを許容しません。

② 贈賄行為、利益供与、便宜供与とみられる接待、贈答品の提供、その他合理的根拠のない処遇等を行うことは致しません。

③ 自由競争の原理に基づき、独占禁止法等の法令を遵守した公正な取引を行います。

(3)利益相反行為の禁止

協力関係にある会社との取引においては、社会的に見て公正・妥当な条件での取引関係に限ります。

(4)契約に基づく業務

取引先との業務は契約書・発注書に基づいて、その内容に対してお互いの責任を果たします。

(5)インサイダー取引の禁止

業務上知り得た未公表の情報を得て、株、社債等の売買を行うことは致しません。

4. (情報公開と管理)

取引に係る適切な情報開示を行い、取引の透明性と健全性を確保します。一方、職務上知り得た情報については、その重大さを認識し厳正なる管理を行います。

(1)取引上の秘密の管理

① 取引上の秘密は厳重に管理し、漏洩したり、業務目的外に利用することは致しません。

② 他者の非公開情報を不正な手段、方法によって入手したり、または不正にアクセスする等の行為をしません。

③ 業務を通じて行う個人情報の収集、管理およびその利用に関しては、法令に基づいた適正な利用・管理を行います。

5. (社会の信頼)

市民社会の秩序と安全に脅威を与える、反社会的勢力との関係は、一切それを排除します。

(1)反社会的勢力との関係断絶

反社会的勢力からのあらゆる要求等に対し、毅然とした対応を行い、一切の関係を持ちません。また、会社または自らの利益を得るために反社会的勢力を利用することを致しません。

6. (良き企業市民としての社会貢献)

良き企業市民として、積極的に社会貢献活動を行います。

(1)地域社会への貢献

良き企業市民として、地域社会の更なる発展に寄与します。

(2)社会貢献活動、ボランティア活動への参加

地域社会への協力、ボランティア活動への参加に努めます。

7. (環境保全)

地球環境への取組を企業の必須要件として認識し、積極的に環境の改善と向上のために行動します。

(1)環境方針

① 環境保護に関する法令や社内規程・方針の遵守にとどまらず、我々の世代だけでなく、次世代以降にも及ぶ持続可能な社会の実現のために環境負荷の低減ならびに環境改善に積極的に取り組めます。

- ② 健全な事業活動を通じた社会・経済の発展と地球環境の保全の両立を目指し、以下の事項に取り組みます。
- ・ 地球温暖化による気候変動の緩和及び気候変動の影響への適応のため、温室効果ガスの削減に取り組みます。
 - ・ 循環型社会構築に寄与するため、資源・エネルギーの有限性を認識し、省エネルギー、省資源に取り組みます。また、水資源の再利用、排水の適正管理、廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルに取り組みます。
 - ・ 大気や水、土壌等への環境汚染の防止に努め、有害物質を適正に管理し、社内、社外に拘わらず、すべての人の健康と安全に配慮します。
 - ・ 自然環境に配慮し、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するため、生物多様性の維持及び保全に配慮します。

8. (グローバルな視野)

グローバルな視野に立った事業活動を行い、海外を含む、あらゆる拠点において、その文化・規範に配慮をめぐらせ、地域の発展に貢献します。

(1) 地域の文化・規範の尊重

地域の様々な文化・規範を尊重し、全てを画一的な基準で業務を運営せず、その地域の文化・規範に沿った中で業務を行うようにします。

9. (人権、個人の尊重)

個々の人格、個性を尊重するとともに、創造性と専門性を高めることに力を注ぎ、その脳力を最大限に発揮することができる安全で働きやすい環境を提供することに努めます。

(1) 人権方針

- ① あらゆる事業活動の基盤となるのが人権、個人の尊重であると認識し、様々な国・事業での活動に関係する人権問題について理解を深め、人権問題の改善に積極的に取り組みます。
- ② すべての人の人権を尊重し、以下の事項に取り組みます。
 - ・ 性別、年齢、出生、国籍、人権、容姿、身体、宗教、政治的信念、思想信条を理由とした差別を一切行いません。
 - ・ セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産、育児・介護に関するハラスメント等の様々なハラスメントを行うことは致しません。
 - ・ 従業員が労働組合を結成する権利や、これに加入するか否かの権利、国内外の会社・部門・営業所と団体交渉する権利を尊重します。
 - ・ 身体的又は精神的拘束による労働等のあらゆる奴隷労働や強制労働ならびに人身売買を行いません。
 - ・ 最低就業年齢に満たない児童対象者を雇用せず、また、児童の発達を損なうような就労をさせません。
 - ・ 従業員とその家族の一定の生活を保障する水準の賃金の担保に努めます。

(2) 労働安全衛生方針

- ① あらゆる雇用形態の人が最大限の実力を発揮するために、相手の立場を考慮に入れ気持ち良く働ける職場を築き、労働安全衛生の改善に積極的に取り組みます。

- ② 労働安全衛生水準の向上を目指し、以下の事項に取り組みます。
- ・健康と安全を優先し、職場における労働安全衛生を最優先します。
 - ・労働災害の防止に向けて、安全でリスクの少ない職場環境を整備します。
 - ・過重労働及びメンタルヘルスによる健康障害を防止するため、衛生管理体制の充実を図り、全員参加の安全衛生活動を実行していきます。
 - ・発生し得る災害・事故等の緊急事態に備え、対策を準備します。また、従業員への周知徹底を行い、防災対策を行います。

10. (ビジネスパートナーの責務)

本ガイドラインの実施が自らの役割である事を認識し、率先垂範して、指導と体制整備に当たるとともに、万一、本規範の反する事態が発生した場合は、原因究明に当たり、責任所在を明確にし、再発防止に全力で取り組みます。

2025年 12月1日制定 (第1版)